



HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|------------------|---|
| Title | 雑報 |
| Citation | 北大法学論集, 35(6), 273-274 |
| Issue Date | 1985-03-29 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/16469 |
| Type | other |
| File Information | 35(6)_p273-274.pdf |



北海道大学法学部法学会記事

○昭和五九年九月一日(金)午後一時半—五時

「フランス社会主義政権と行政諸改革」

報告者

パリ第二大学教授
ブノワ・ジャンノー氏

(Benoit Jeanneau)

通訳

中村睦男氏
坪井善明氏

出席者

二〇名

B・ジャンノー教授は、北大法学部の招聘により、昭和五九年九月九日から一〇月六日まで札幌に滞在、法学部の仏法、政治学関係のスタッフとともに「フランス第五共和制における公法等の進化と変化」および日本の関連問題との比較をテーマとする一連の共同研究・講演会を行ない(後述)、また、京都、東京でも講演会が実施され、一〇月一四日離日帰国された(日本学術振興会、文部省科研費総合研究(B)の援助に感謝)。同教授は、元ポワチエ大学教授、法学部長、学長を経て、現在パリ第二大学教授であり、憲法・行政法・政治学の大家として知られる。本講演は、右一連の共同研究の一環をなすものである。

フランスは、一九八一年五月のミッテラン大統領選出以後、憲法上の変化があり、経済機構および行政上の大改革を行なったが、そのうち、行政改革がもっとも堅実な核として今後長く影響を残すであろう。改革の第一のものは、地方分権であり、県知事は廃止せられ「共和国委員」がこれに代り、市町村会、県会、地域の権限が増大した。第二に、公役務の民主化があり、高級官僚養成校(E・N・A)の入学基盤がひろげられ、公役務の管理運営に国の代表と使用者のほか、職員ないし利用者達が直接普通選挙で代表を送り込むようになった。社会主義者達が目指すいわゆる「新しい市民性」の実現の試みである。第三のものは、諸自由をよりよく保護する制度改革で、死刑や特別裁判所の廃止等々がある。(この講演と基本的に同じ内容を、一〇月一日東京の日仏会館で講述された。その邦訳「フランス社会主義政権の経験と行政上の大改革」(深瀬)は、日仏法学会の機関誌「日仏法学」一九八五年三月刊に収録される予定であるので、詳しくはそれを参照されたい。)

講演後の質疑応答では、市町村の数が三万六千と基礎的に変らないのは「伝統的自由」にフランス人が固執しているからであ

り、地方分権について社会党政権は当初非常に熱心であったが市町村会・県会選挙で次々と敗北した情勢の推移に伴い現在躊躇がみられる、英仏の地方分権の状況が相互に接近する傾向にあり、地方公共団体の長が設備施設の充実のため大幅な自立性をもちうるようになった、地方公共団体の財政についてはなお欠乏状態にあるが一括して地方公共団体に財源が配分され具体的施策の選定は地方が行ないうるようになった等、従来のパリへの集権から地方分権のダイナミズムに向う端緒が示されたことを、教授は評価された。

一連の日仏共同研究としては、「フランス第五共和制における憲法的・政治的变化」(九月二二日。邦訳(深瀬)は、「ジュリス」一九八四年一月一五号参照)、「左翼の政権獲得以降のフランスにおける経済的変貌」(九月二〇日。瀬川信久訳、北大法学論集掲載予定)、「フランソワ・ミッテラン大統領の外交および防衛政策」(九月二九日。深瀬訳、北大法学論集三五卷五号掲載)、「日本の一九八三年総選挙と自民党の内部危機」(九月一七日。荒木俊夫報告、坪井通訳)、「日本の通産省と行政改革」(九月二六日。伊藤大一報告、深瀬通訳)、「日本の最高裁判所の違憲審査における建設的解釈方法」(九月二八日。中村睦男報告、通訳)といった、インテンシブなものであった。本共同研究は、二年間にわたり続けられ、日仏の比較による総合的な成果を出すことを目指す。

(深瀬忠一)